

ふるさとガイド勉強会 (第6・7回)

ふるさと「とっとり」を感じてみませんか。鳥取を深く知るための観光地巡りを開催しています。

【第6回】
 ▷と き 5月17日(土) 10:00～12:00
 ▷集合場所 玄忠寺駐車場
 ▷講師 鳥取市観光ガイド友の会
 ▷費用 500円(玄忠寺入館料含む)
 ▷コース 玄忠寺→鋳物師橋→御船橋→景福寺ほか
 ※駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

【第7回】
 ▷と き 6月14日(土) 9:30～12:00
 ▷集合場所 梶山古墳駐車場
 ▷講師 いなば国府ガイドクラブ
 ▷費用 500円(長通寺入館料含む)
 ▷コース 梶山古墳(外観のみ)→岡益石堂→長通寺
 申し込み・問い合わせ先 鳥取市観光協会 ☎(0857)26-0756

経理事務補助講習

■講習期間 6月10日(火)～20日(金) 10:00～16:00
 ■場 所 有限会社タッチ塾(的場)
 ■対 象 者 60代前半層の就職・就業を希望される人で、パソコンの基本操作ができる人
 ■募集期間 5月19日(月)～30日(金)
 ■募集方法 鳥取市シルバー人材センター、もしくはハローワークに用意してある受講申込書にて
 ■定 員 20人
 ■受講料 無料
 ■求人申込 5月26日(月)～6月4日(水)
 ※講習修了者への面接会を講習最終日の6月20日(金)の14:30～15:30に行いますので、新規に採用をお考えの事業主はご参加ください。

問い合わせ先 (社)鳥取県シルバー人材センター連合会 ☎(0859)37-2531(担当:樋野・松本)

憲法週間行事

5月1日～7日は
憲法週間です

裁判員制度ミニフォーラム

▷と き 5月3日(土) 14:00～16:00
 ▷と ころ とりぎん文化会館(県民文化会館) 第1会議室
 ▷内 容 映画上映、裁判員制度の解説、意見交換
 ▷定 員 100人
 ▷申し込み 鳥取地方裁判所総務課庶務係 ☎(0857)22-2171

鳥取県弁護士会による無料法律相談

▷と き 5月14日(水) 10:00～15:00
 ▷と ころ 鳥取地方・家庭裁判所
 ▷定 員 25人程度(当日受付順)
 ▷問い合わせ 鳥取県弁護士会 ☎(0857)22-3912
 開催日当日:鳥取地方・家庭裁判所 ☎(0857)22-2171

特設人権相談所の開設

と き	と ころ
5月1日(木) 13:00～15:00	鳥取市佐治町社会福祉総合センター

問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857)22-2289



募 集

ごみダイエットの工夫

「ごみダイエット」は最も身近で、誰でもすぐにできる地球環境を守るための取り組みです。市民のみなさんが日頃から実践している3R、リデュース(ごみの発生を少なく)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として再生利用)に基づいた、ごみダイエットの工夫策を募集します。(例:買ひ物の際にはマイバックを持参し、レジ袋を断っています)※応募いただいた工夫策の一部は、冊子など市民のみなさんにご紹介するとともに、特に優秀なものやユニーク

な取り組みは選考のうえ表彰を行います。
募 6月30日(月)必着で、みなさんが日頃実践されているごみダイエットの工夫を2000字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかで、※イラスト入りでも可 **固** 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3218・電子メール kankyoo@city.tottori.tottori.jp

鳥取市清掃審議委員

固 本市の廃棄物処理・再利用に関する基本的事項について調査および

び審議▽任期:委嘱の日から2年間▽会議の開催:年3～5回程度▽報酬:出席1回につき9000円 **固** 3人 **条** 市内在住の20歳以上(平成20年4月1日現在)の人で、平日開催の会議に出席できる人 **募** 5月23日(金)必着で「ごみの減量化や再資源化」について思うことを800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかで **※選考のうえ決定** **固** 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3218・電子メール kankyoo@city.tottori.tottori.jp

2008年 世界禁煙デー健康フォーラム in tottori

禁煙は愛



～卒煙したいあなたを応援します～

■と き 5月31日(土) 13:30～16:00
 ■と ころ さざんか会館5階 大会議室
 ■内 容 ▷体験談、講演 ▷活動紹介 ▷禁煙相談
 ▷呼気中一酸化炭素濃度測定

問い合わせ先 中央保健センター ☎(0857)20-3194

「市民総合相談窓口」では、市民のみなさんが、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所のどこにおいでになられても迅速に相談をお受けできるよう、施設間にテレビ電話などを配置し、担当職員と直接お話しができるようにしています。そのほか、市役所各課から取り寄せた資料などをその場でお渡しするなど、サービスの充実に努めています。

市民総合相談 予約は ☎(0857)20-3158 まで

■法律相談

内容：法律全般（弁護士対応）
とき：6/13（金）・27（金）13:00～16:00（定員各5人ずつ）
ところ：6/13＝市役所第2庁舎、6/27＝市役所駅南庁舎
予約：6/6（金）～

■公正証書作成、定款・私署証書の認証など相談

内容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）
とき：6/25（水）13:00～16:00（定員5人程度）
ところ：市役所本庁舎
予約：6/23（月）まで

■年金制度・労働・社会保険に関する相談

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）
とき：6/11（水）13:00～16:00（定員5人）
ところ：市役所本庁舎
予約：6/4（水）まで

■土地境界に関する相談

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
とき：6/19（木）13:00～16:00（定員5人）
ところ：市役所本庁舎
予約：6/12（木）まで

■くらし110番相談 ※市役所本庁舎には相談室を常設

内容：日常生活の中での疑問、困り事など（専門相談員対応）
とき：毎週月・金曜日13:00～17:00（予約不要）
ところ：市役所駅南庁舎

問い合わせ先 市役所市民総合相談課 ☎(0857)20-3158

※法律・公正証書作成・年金制度など・土地境界の相談は、電話による予約制で先着順となります。各予約日（平日8:30～17:30）に左記問い合わせ先まで申し込んでください。
 ※くらし110番は予約不要です。当日会場で受け付けますので、駅南庁舎総合窓口（駅南庁舎分）にお越しください。
 ※左記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

女性なんでも相談

内容：一般（健康・育児など）、法律（弁護士対応）
とき：一般＝6/12（木）・14（土）13:00～15:00
 法律＝6/9（月）13:00～16:00、6/25（水）9:00～12:00
ところ：6/9・14・25＝男女共同参画センター（西町二丁目）
 6/12＝市役所駅南庁舎

予約：5/20（火）8:30～ ※電話などにて先着順

問い合わせ先 男女共同参画センター ☎(0857)24-2704

行政相談

内容：行政機関の仕事や手続きやサービスなど
とき：6/5（木）・11（水）・30（月）13:30～16:00
 6/17（火）13:00～15:00
ところ：6/5＝市役所本庁舎1階市民談話室、6/11＝輝なんせ鳥取、6/17＝さざんか会館、6/30＝トスク本店インフォメーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 ☎(0857)24-5542

緑の相談

内容：植物に関する疑問、管理・育成など
とき：6/12・26（木）13:30～16:00
ところ：市役所駅南庁舎1階入口ホール（新日本海新聞社側）

問い合わせ先 県造園建設業協会東部支部 ☎(0857)24-5221

特設人権相談

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）
とき：6/1（日）・6/20（金）13:00～16:00
ところ：6/1＝トスク本店（行徳一丁目）
 6/20＝さざんか会館（富安二丁目）

問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857)22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。

耐震改修に伴う優遇税制について

「耐震改修促進税制」とは、一定の要件に合う「住宅の耐震改修」を行うと税金が減額される制度です。

■所得税の特別控除

- 対象住宅
 - ・特別控除の適用を受けようとする人が、自ら居住の用に供する住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ・建築基準法などに基づく現行の耐震基準に適合しない住宅
- 対象工事
 - 建築基準法などに基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事
- 本市における特例期間
 - 平成19年4月1日から平成20年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。
- 控除額
 - 住宅の耐震改修に要した費用の10分の1相当額（上限20万円）が、その年分の所得税額から控除されます。

■固定資産税額の減額措置

- 対象住宅
 - 昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- 対象工事
 - 建築基準法などに基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事（対象工事費用30万円以上）
- 特例期間
 - 平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。
- 控除額

耐震改修工事の完了期間	減額措置の内容	
平成18年～平成21年	3年間	左記の期間、固定資産税額（一戸あたり120㎡相当分まで）を2分の1に控除
平成22年～平成24年	2年間	
平成25年～平成27年	1年間	

※耐震改修工事が完了した日から3カ月以内に、市などが発行する証明書を添付して申告を行った場合限り、当該制度が適用されます。

問い合わせ先 市役所本庁舎建築指導課 ☎(0857)20-3281